

## 志木市教育委員会職員の懲戒処分について

### 1 概要

当該職員は、事務手続きにおいて予算の執行を管理するなど館長として全体を把握し、部下を指導する立場にある。

令和6年度予算の執行における、いろは遊学館の予算である備品修繕費1,089,000円及び会議用テーブル購入費1,766,600円並びに宗岡公民館の予算である会議用テーブル購入費840,840円の執行については、当該職員が担当となり、8月上旬までに発注の準備を進めていたが、その後、理由なく執行手続きを怠り、結果として当該年度内に必要な備品を修繕・購入できず、いろは遊学館などを利用する市民に影響を与えた。

この行為は、公務員としての資質を疑われかねず、規範意識の欠如は著しいものであることから、地方公務員法第29条第1項第3号の規定により戒告を行った。

### 2 当該職員

- (1) 所属部署 教育政策部 いろは遊学館
- (2) 職名 館長
- (3) 年齢・性別 59歳・男

### 3 処分年月日 令和7年8月13日

### 4 処分による影響

- (1) 昇給・昇格 1年間昇給及び昇格しない
- (2) 勤勉手当 直近の勤勉手当の成績率において、100分の20を減じる。

### 5 今野 美香 (こんの みか) 教育政策部長のお詫びのコメント

職員の服務規律の遵守につきましては、注意喚起をしていたところではありますが、このようなことが起きてしまったことに対して、深くお詫びを申し上げます。

今後につきましては、なお一層、服務規律の確保に努めてまいります。

記者発表資料  
令和7年8月13日  
教育政策部教育総務課  
担当者/成田(課長)  
電話番号/048-473-1137

志 木 市